

1. 目的

学校法人名城大学又は名城大学若しくは名城大学附属高等学校（以下、「本法人」という。）はこれまで、経営の改革、学生及び生徒の支援体制の充実、及び教育研究の充実化を目的として、全学共通のシステム基盤の整備を推進してきた。システム基盤の整備により情報の利便性は向上する一方で、情報の漏洩や盗難をはじめとする情報セキュリティ上の事件、及び事故の発生可能性が高まってきている。本法人はこうした情報セキュリティ上の事件及び事故を未然に防ぎ、本法人の情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ基本方針（以下、「本方針」という。）を制定し、遵守する。

2. 基本方針

(1) 組織と体制

情報セキュリティ対策に取り組むための責任ある組織と体制を整備し、その権限と責任を明確に規定する。

(2) 情報資産の分類と管理

本法人が保有する情報資産の重要度に応じた情報の格付けに関する定義、及び情報の取扱いを規定する。

(3) 物理的セキュリティ

情報システムの施設及び環境について、不正な立入り、損傷及び妨害から情報資産を保護するため、物理的なセキュリティ対策を講ずる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティについて、教職員及び学生等に基本方針の内容を周知徹底するなど、十分な教育及び啓発活動を図るための人的なセキュリティ対策を講ずる。

(5) 技術的セキュリティ

外部からの不正なアクセス等から本法人の情報資産を適切に保護するため、情報ネットワークの管理、情報資産へのアクセスの制御等の技術的なセキュリティ対策を講ずる。

(6) 運用・コンプライアンス

情報資産を適切に管理することを目的として、本方針を遵守し、情報ネットワークの監視等の運用面に関する措置をとる。また、情報セキュリティに関する事件、及び事故が発生した際の被害拡大防止措置、再発防止策を講ずる。

(7) 評価・見直し

本方針及び情報セキュリティ対策の自己点検・評価を定期的を実施し、見直しを行う。